

LTD制度

2023

Long Term Disability / 傷病による長期療養時の収入補償制度

LTD制度は、ニッペグループ総合福祉センターの会員のみなさまが病気やケガによって長期間会社を休むことになった場合に一定の収入を最長60才(定年年令)まで補償する制度です。

親介護一時金 支払特約

詳しくは別紙チラシを
ご覧ください。

LTD制度とは

病気やケガにより長期間働くことができなくなった場合、みなさまの生活がダメージを受けることなく一定の収入を補償する制度です。この制度は、ニッペグループで働くみなさまが生活の心配をすることなく、療養に専念いただき、早期の就労復帰を支援することを目的にしています。

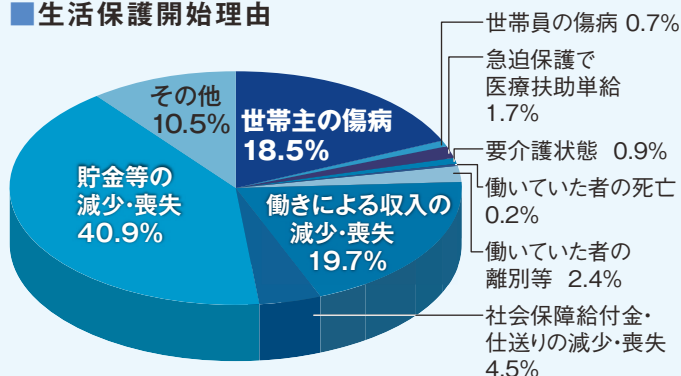
**会社がみなさまのために
基準内賃金の42%を補償しています！
更にご自身で補償を上乗せする
「任意加入プラン」を是非ご検討ください！**



LTD制度はまさかのときに役立ちます！

下のグラフは、日本における生活保護を開始する理由を示しています。世帯主が死亡した場合と比較すると、世帯主の傷病のほうが割合が多いことがわかります。たとえば住宅ローンを考えてみたときに、世帯主が死亡した場合には団体信用生命保険が支払われ住宅ローンは完済されます。しかし、世帯主が傷病で長期間就業ができなくなった場合には団体信用生命保険は支払条件が満たされないため保険金が支払われず、住宅ローンを支払い続けることになります。会社や個人で加入する死亡保障など万が一に備える保険は数多いですが、傷病により働けなくなることに対する保障はほとんどありません。LTD制度ご加入を是非ご検討ください。

■生活保護開始理由



出典:「政府統計の総合窓口 令和2年度被保護者調査」(厚生労働省)より作成

ニッペグループ総合福祉センター

日本ペイントホールディングス株式会社／日本ペイント株式会社／日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社／NPAエンジニアリング&メンテナンス株式会社
／日本ペイントマリン株式会社／エーエスペイント株式会社／ニッペホームプロダクツ株式会社／日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社
／日本ペイント防食コーティングス株式会社／エーエスレジジン株式会社／日本ペイントマテリアルズ株式会社／日本ペイント健康保険組合／ニッコーテクノ株式会社
／サンホームサービス株式会社／日本ペイント・サーフケミカルズ株式会社／NPA製造株式会社／日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社

LTD制度概要

(傷病による長期療養時の収入補償制度)

「LTD制度」の特長

1 保険金は非課税

お受け取りになる保険金は全額非課税です。
所得税および住民税の対象となりません。

2 最長60才まで補償 (個人任意加入部分)

病気やケガによる就業障害で、連続して休み始めた日から免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に、収入を補償します。傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、最長で60才まで補償が継続します。

3 復職後の保険金の受取り

復職後も障害が残って以前と同じように仕事ができない、また治療を継続しながら職場に復帰しているため完全には仕事ができないなど、就業障害発生前と比べて収入が20%超減少している場合に、保険金はその減少割合に応じて継続して(最長60才まで)支払われます。

4 退職後の保険金の受取り

傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合でも、保険金のお支払い条件が満たされるかぎり継続して保険金をお支払いします。

5 ニッペグループ総合福祉センター 独自の福利厚生制度

団体割引が適用されているため、割安な保険料でご加入いただけます。

●全体加入部分

LTD制度の全体加入部分は、グループの会員が傷病により欠勤・休職となり540日(免責期間)を超えても仕事に復帰できない場合に、基準内賃金の42%を補償します。この補償は働くことができない状態が続いている間、最長で2年1か月間補償が継続します。

●個人任意加入部分

全体加入部分(基準内賃金の42%)より手厚い補償を準備したいという方のために、みなさまが任意で加入できる個人任意加入部分を用意しています。個人任意加入部分は働くことができない状態が続いている間、最長で60才まで補償が継続するので、より充実した補償を得ることができます。オプションは3種類あり、全体加入部分を含めると最大で基準内賃金の80%(PLAN 3)が補償されます。

個人任意加入部分は次の3種類

PLAN 1

**基準内賃金の
50%補償プラン**
(8% → 50%)

PLAN 2

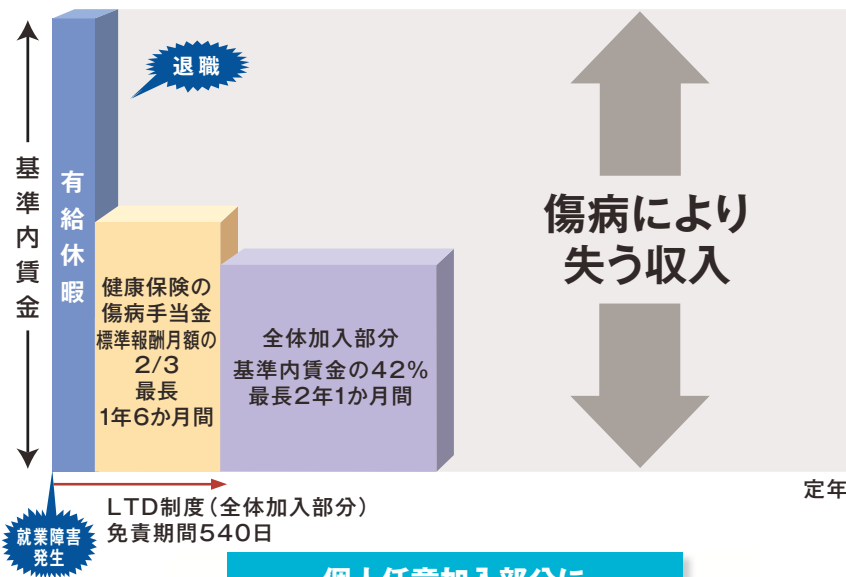
**基準内賃金の
67%補償プラン**
(25% → 67%)

PLAN 3

**基準内賃金の
80%補償プラン**
(38% → 80%)

全体加入部分(基準内賃金の42%)が補償されている期間中、個人任意加入部分は基準内賃金の8%、25%、38%補償ですが、全体加入部分の補償期間(2年1か月間)が終了すると基準内賃金の50%、67%、80%補償になります。

○補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。



個人任意加入部分に
加入すると定年年令まで
一定の収入が確保されます

LTD制度・個人任意加入部分がない 場合の休業補償制度

左の図はLTD制度・個人任意加入部分がない場合の休業補償制度を表しています。

①【有給休暇中】

傷病によって会社を休職する場合、まず「有給休暇」を消化します。この間は給与が支給されます。

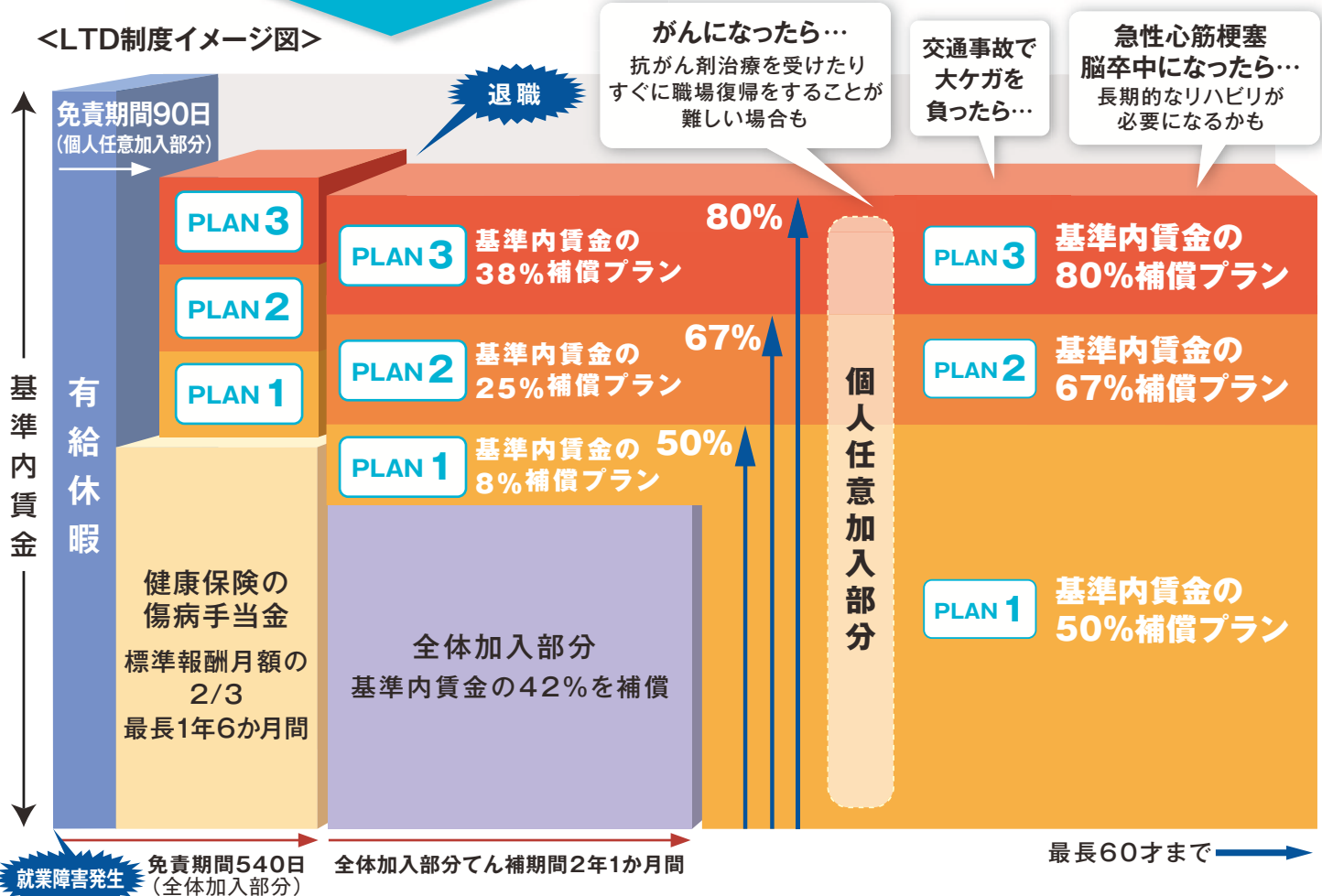
②【休業期間中】

有給休暇を消化したあとに「欠勤期間」を経て「休職期間」となります。休職期間中は、会社からの給与支給はありませんが、健康保険から「傷病手当金」として標準報酬月額の2/3が最長1年6か月間支払われます。

③【退職】

勤続年数に応じて定められている休職期間が満了しても会社に復職することができない場合には、就業規則により退職となります。

<LTD制度イメージ図>



- てん補期間(保険金をお支払いできる期間)は60才に達した日まで(※1)となります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。
※1 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。
- 健康保険の傷病手当金等公的給付(※2)を受給している場合保険金は調整して支払われます。
※2 公的給付とは障害によって「健康保険」「政府労災保険」「厚生年金」等から給付されるものです。
支払保険金=(支払基礎所得額「基準内賃金」×所得喪失率-公的給付控除対象額)×約定給付率
基準内賃金が健康保険の傷病手当金等に満たない場合等がありますが、その際は上記計算式が「0」となるため、傷病手当支給期間は保険金の支払いはありませんので、ご注意ください。

- 全体加入部分は「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」をセットしています。
- 個人任意加入部分は「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)」をセットしています。
※精神障害のてん補期間は、全体加入部分は2年1か月、個人任意加入部分は5年間となります。ただし、基本補償のてん補期間を超えないものとします。
- 1か月あたりの支払保険金額の上限(最高保険金支払月額)は、全体加入部分は150万円、個人任意加入部分は120万円です。
- 日本ペイントホールディングス・日本ペイント・日本ペイントインダストリアルコーティングス・日本ペイントオートモーティブコーティングス・日本ペイントサーフケミカルズ・日本ペイントコーポレートソリューションズの基準内賃金に職務給は含まれません。

お申込みについて

●お申込みにあたって

・WEB(PC・スマートフォン)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。

ただし、現在親介護一時金支払特約のみご加入の方と今年度新たに親介護一時金支払特約のみご加入の方は加入申込票(紙)でのお申込みとなります。

・既にご加入されている方がお手続きされない場合、ご契約は自動的に継続されます。ただし、お申出内容に変更がなく、自動継続される場合も保険料は変更になる場合がありますので、ログインいただきWEBで新保険料をご確認ください。

●2023年11月1日以降のご加入者の方へ ～『加入者証』のダウンロード～

・ご加入者は11月下旬頃、ご加入内容・保険料を記載した「加入者証」をダウンロード出来るようになりますので、お申込みされた内容をご確認ください。

・「加入者証」は、掲示板記載のURLからダウンロードください。

ダウンロード期間は11月下旬～2か月間です。早めにログインのうえ、ご確認ください。

詳細は、掲示板にも掲載を予定しております。

●お申込み期間 ○2023年7月10日(月)～2023年8月4日(金) ※左記期間以外はログインできません。

お申込み締切日

2023年8月4日(金)

- 保険料 ○個人任意加入部分の保険料は、団体割引20%(被保険者数1,000名以上5,000名未満)適用でご加入いただいた場合の保険料です。
なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)等により、保険料が変更となる場合がございます。
○保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続して加入いただける自動継続契約です。次年度以降、契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は継続日時点の被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者の年齢・保険料率と基準内賃金等により、変更となる場合がございます。(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 加入資格 ○ニッペグループ総合福祉センターの会員のうち2023年11月1日時点の満年齢が59才以下の告知日時点で正常に勤務されている方。親介護一時金支払特約は会員またはその配偶者の親で2023年11月1日時点の満年齢が40才～89才までの方。
- 保険期間 (ご契約期間) ○全体加入部分……………2023年11月1日午後4時から1年間
個人任意加入部分……………2023年11月1日午後4時から1年間
- 保険料引落日 ○保険料は給与から控除します。
第1回目の保険料引落しは2023年11月の給与からです。
- 税金の取扱い ○個人任意加入部分の保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
◎保険料控除の取扱い/2023年5月現在

※健康状態告知書質問事項の回答内容やWEB画面入力事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項(告知事項)としてWEB画面に入力していただきます。正しく入力していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

お
問
合
わ
せ
先

LTD制度についてのお問い合わせ、個人任意加入部分のお申込み方法など
アフィニティ・コンタクトセンターまでお気軽にお問い合わせください。

受付時間 9:00～17:00
(祝日を除く月～金)

0120-257-522

●携帯電話からも
ご利用いただけます

保険商品正式名称 ○「**団体長期障害所得補償保険**」

引受保険会社 ○**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

取扱代理店 ○**ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社(幹事)**

〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスENT オフィスタワー 24階 担当/山崎

○**銀泉株式会社(非幹事)**

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-6-12

この保険は日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社を保険契約者とし、ニッペグループ総合福祉センターの会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。なお、このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社)に交付されます。